

## 受取配当等の益金不算入制度の改正

**Q** : 昨年の改正で、受取配当等の益金不算入制度が、縮小されたと聞きました。具体的にはどのように変わったのでしょうか？

**A** : 支配関係の無い株式等の、益金不算入割合が、80%から50%に縮小されました。ただし、中小法人については、2年間にわたり段階的に縮小されます。

### 【解説】

連結納税制度の創設に伴い、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から、受取配当等の益金不算入の額が、次のようになります。

- ①連結法人株式等（発行済株式の100%を保有している株式）の配当等⇒配当等の額の全額（負債利子の控除をしない）
- ②関係法人株式等（発行済株式等の25%以上を保有している株式）の配当等⇒配当等の額の全額（負債利子の控除をする）
- ③①及び②以外の株式等⇒配当等（負債利子の控除をする）の金額の50%（改正前は80%）

ただし、中小法人等（資本等の金額が1億円以下の法人等）については、次のように段階的に引き下げられます。

・70%（平成14年4月1日から平成15年3月31日までに開始し、かつ平成15年3月31日以後に終了する事業年度）

・60%（平成15年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度）

なお、社債の利子や長期借入金の利子等は、改正によって配当等の額から控除する負債利子の額に含まれることとなりました。

